

TOPICS 01

児童扶養手当制度改正のお知らせ

11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

●所得限度額（11月～）

扶養親族等の人数	受給資格者本人の所得限度額（前年所得）			
	全部支給		一部支給	
	これまで	11月以降	これまで	11月以降
0人	49万円	69万円	192万円	208万円
1人	87万円	107万円	230万円	246万円
2人	125万円	145万円	268万円	284万円
3人	163万円	183万円	306万円	322万円

●第3子以降加算額

支給区分	加算額（月額）	
	これまで	11月以降
全部支給	6,450円	10,750円
一部支給	3,230～ 6,440円	5,380～ 10,740円

詳細は、市ホームページをご確認ください。



※既に手当の認定を受けている方は、手続きの必要はありません。

【問合せ】 子育て健康課 子ども支援係 ☎55-5832（本庁舎2階9番窓口）

TOPICS 02

スマートフォン体験教室を開催します

市では、初心者向けのスマートフォン教室を開催します。教室では基本的な操作のほか、市LINE公式アカウントやキャッシュレス決済、12月から運行を開始する市のデマンド交通の予約方法についてもご紹介します。

参加者全員分の貸出機を用意しますので、お気軽にご参加ください。

- 対象 市内在住の方 ●参加費 無料
- 申込方法 電話または政策推進課窓口にて直接申込み
- 日程（全4回）※各回定員10名



開催日	時間	場所	内容
12月18日(水)	10:00~12:00	市役所第2庁舎「会議室」	スマホの基本とLINE体験
	13:30~15:30		スマホの基本とデマンド交通の利用方法
12月19日(木)	10:00~12:00		スマホの基本とキャッシュレス体験
	13:30~15:30		スマホの基本とデマンド交通の利用方法

※「スマホの基本」ではスマートフォンの基本操作や各種アプリ（マップ、カメラ、写真など）の使い方を体験します。

【問合せ・申込み】 政策推進課 情報システム係 ☎55-5737（本庁舎3階21番窓口）

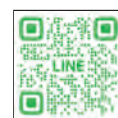
平川市LINE
公式アカウント
はしまってます!



友だち追加方法

- 1 LINEアプリを開く
- 2 画面左下の「ホーム」を押します
- 3 画面右上の「+」を押します
- 4 QRコードを押します
- 5 QRコードをカメラで読み取り、リンク先を開いて「追加」を押します

友だち追加
してね!



- 防災
- 証明書の申請
- ごみの分別方法
- 学校給食の献立確認
- 集団検診申込み
- 熊情報の確認
- 戸籍関係証明書申請など

TOPICS 03

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の皆さまへ

12月2日以降、マイナンバーカードが健康保険証と一体化し、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行します。現行の被保険者証は有効期限（令和7年7月31日）まで使うことができますが、再発行なども含め令和6年12月2日以降は現行の被保険者証は発行されなくなります。
※国保の方で年度途中で70歳、75歳を迎える方の有効期限は令和7年7月31日より短い場合があります。

【令和6年12月2日以降、国保・後期高齢者の資格を取得する、記載事項に変更がある場合】

- マイナ保険証をお持ちでない方 → 「資格確認書」を交付します
マイナ保険証をお持ちでなくても「資格確認書」を医療機関等で提示することで引き続き医療を受けることができます。
- マイナ保険証をお持ちの方 → 「資格情報のお知らせ」を交付します
「資格情報のお知らせ」はご自身の資格内容を簡易に把握できるものです。マイナ保険証を医療機関等で利用できない場合、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで医療を受けることができます。



マイナンバーカードと電子証明書の更新をお忘れなく！

マイナンバーカードとマイナンバーカードに搭載された電子証明書には有効期限があります。有効期限が過ぎていると医療機関の受診時にマイナ保険証が利用できなくなりますので、忘れずに更新手続きを行ってください。

【問合せ】 税務課 国保係 ☎55-5328（本庁舎2階4番窓口）

TOPICS 04

軽度・中等度難聴者（成人）補聴器購入費助成金

身体障害者手帳の交付対象とならない聴力レベルが軽度・中等度難聴者（成人）に対し、コミュニケーション能力の維持・向上と、将来予想される認知症やうつ病などの発症リスクを軽減させ、福祉の増進を図ることを目的に、補聴器購入費の一部を助成します。

対象者 以下の要件をすべて満たす方

- 1 平川市に住所を有している18歳以上の方
- 2 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
- 3 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会補聴器相談医より、補聴器の装用が必要であると診断されていること
- 4 公益財団法人テクノエイド協会が認定した補聴器専門店から補聴器を購入すること
- 5 対象者が属する住民基本台帳での世帯の中に、市税の所得割の額が46万円以上の者がなく、かつ、税金や水道使用料などの市の歳入を滞納している者がいないこと

助成額 上限30,000円

受付開始日 12月2日(月)

注意事項

- 1 助成の交付決定前に購入した補聴器は助成対象となりません。
 - 2 補聴器相談医以外の医師の診断は対象外です。
 - 3 認定補聴器専門店以外からの購入は助成対象となりません。
 - 4 修理や交換等は助成対象となりません。
- ※ 補聴器相談医及び認定補聴器専門店については、下記にお問合せください。



【問合せ・申込み】 福祉課 福祉総務係 ☎55-5378（本庁舎2階14番窓口）

TOPICS 05

令和7年度 保育所等入所のご案内

令和7年4月から新たに入所を希望するお子さんの教育・保育給付認定・利用申込みの受付を開始します。現在利用中の方には、施設を通して継続利用のご案内をいたします。



教育・保育給付認定

保育所、幼稚園、認定こども園などの利用を希望する保護者の方には、教育・保育給付の認定を受けていただきます。

右表の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まります。

認定区分	対象	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 小規模保育施設など

保育を必要とする主な理由 *月48時間以上就労している *妊娠中・出産後間もない *疾病・心身に障がいがある *同居または長期入院している親族の介護・看護をしている など

入所の申込方法

●必要書類

- ①教育・保育給付認定申請書兼入所申込書
- ②保育の必要性を証明する書類（就労証明書など）
- ③利用者負担額（保育料）を決定するために必要な書類
- ④保育所等保育料無料化適用申請書

●受付期限 令和7年1月31日(金)

●受付場所

- ・子育て健康課子ども支援係
 - ・尾上・碓ヶ関総合支所庶務係
- ※幼稚園、認定こども園（1号認定）については、直接施設へお申し込みください。
※必要書類や保育料、入所の決定などの詳細は、市HPをご覧ください。



[問合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎55-5832（本庁舎2階9番窓口）

TOPICS 06

令和7年度 子育てのための施設等利用給付のご案内

令和7年4月から子育てのための施設等利用給付を希望するお子さんの給付認定申請の受付を開始します。現在認定中の方には、施設を通して継続認定のご案内をいたします。



給付認定

【預かり保育を利用するお子さん】

- 対象 幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用している児童
- 利用料 利用日数に応じて、月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
- 注意事項 無償化の対象となるには、令和7年4月から利用を希望する施設、または現在利用している施設を通して、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

【認可外保育施設などを利用するお子さん】

- 対象 認可保育所、認定こども園などを利用できていない3歳から5歳までの児童
- 対象施設・事業 県に届け出をした認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業など
- 利用料 月額37,000円まで無償化されます。
- 注意事項 無償化の対象となるには、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。通園送迎費や行事費などは、これまでどおり保護者負担です。

認定の申込方法

●必要書類

- ①子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書
- ②保育の必要性を証明する書類（就労証明書など）
- ③施設等利用費の法定代理受領に係る委任状
- ④保育所等利用申込等の不実施に係る理由書※必要者のみ

●受付期限 令和7年1月31日(金)

●受付場所 利用施設により受付場所が異なります。

- ・幼稚園、認定こども園（教育部分）の預かり保育を利用する場合 → 直接施設へお申し込みください。
 - ・認可外保育施設などを利用する場合 → 子育て健康課子ども支援係
尾上・碓ヶ関総合支所庶務係
- ※詳細は、市HPをご覧ください。



[問合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎55-5832（本庁舎2階9番窓口）